

# 安平町子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見募集

令和2年度から令和6年度までを計画期間とする安平町子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見募集を実施します。本計画は、町内のすべての子どもに良質な生育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うためのものです。お気づきの点やご意見をお寄せください。

## 1 意見募集の対象

安平町子ども・子育て支援事業計画（案）

## 2 公表する資料

安平町子ども・子育て支援事業計画（案）

## 3 資料の閲覧方法等

- ①安平町ホームページに掲載します。
- ②安平町ホームページをご覧になれない方は、窓口閲覧や郵送も可能です。

【閲覧場所】・教育委員会事務局学校教育グループ（総合庁舎）

（住所）早来大町95番地

・教育委員会事務局総合教育グループ（追分公民館）

（住所）追分緑が丘200番地2

【郵送希望】教育委員会事務局学校教育グループ へご連絡ください。

☎ ㊟ 7036 Email : kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

## 4 意見の提出方法及び場所

以下①～④のいずれかの方法により提出してください。

①持参：下記へご提出ください。

・教育委員会事務局学校教育グループ（総合庁舎）

・教育委員会事務局総合教育グループ（追分公民館）

②郵送：安平町教育委員会事務局学校教育グループ（総合庁舎）へ郵送ください。

〒059-1595 安平町早来大町95番地

③ファクシミリ：FAX ㊟ 7030（教育委員会）

④電子メール：教育委員会事務局学校教育グループ kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による意見は受け付けません。

## 5 意見募集期間

3月5日(木)～3月25日(水)17時15分まで

①持参の場合：月～金（祝日を除く）8時30分～17時15分

②郵送の場合：3月25日(水)付けの消印まで有効

③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土、日、祝日含む）

ただし、募集期間の締切日（3月25日）は、17時15分までとします。

## 6 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

①町内に居住または通勤・通学している方

②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

## 7 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等については、町ホームページ及び町広報紙、教育委員会事務局学校教育グループ窓口において公表します（町広報紙での公表は、紙面の都合上、要約等により掲載となる場合があります）。

## 8 その他

①ご意見等については、詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。

②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメントの意見として取り扱わない場合があります。

## 9 問合せ

教育委員会事務局学校教育グループ（〒059-1595 安平町早来大町95番地）

☎ ㊟ 7036 FAX ㊟ 7030 Email : kosodate-tantou@town.abira.lg.jp